

「(仮称)町田市感染症予防計画(素案)」【概要版】

町田市

○ご意見募集期間:2024年2月15日(木)~2024年3月14日(木)



1 本計画の位置づけ・目的と計画期間

○位置づけ・目的

- ・感染症法※に基づく計画で感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針(平成11年厚生省告示第115号)及び東京都感染症予防計画を踏まえ、策定します。
- ・新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえて、今後の感染症の発生及びまん延に備えるための計画です。

○計画期間

- ・6年間(2024年4月~2030年3月)

※正式名称:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

2 本計画の概要

・位置づけ・目的を踏まえた計画の各章の概要は以下のとおりです。詳細については、2ページ以降に記載しております。

第一章 基本的な考え方

総合的な感染症対策の実施や人権の尊重などの基本方針、市の役割や関係機関との連携体制など

第二章 感染症の発生予防及びまん延防止のための施策

・情報収集や普及啓発などの感染症の発生予防、疫学調査・防疫措置などのまん延防止策、人材育成などを記載

第三章 新興感染症発生時の対応

・検査実施体制や自宅療養者等の療養環境整備、保健所の業務執行体制の確保などを記載

第四章 その他感染症の予防の推進に関する施策

・結核やHIV、麻しん・風しん等の疾患の特性に応じた総合的な予防施策の推進などを記載

大項目	中項目	小項目	大項目	中項目	小項目	
第一章 基本的な考え方	第1 基本方針	1 総合的な感染症対策の実施	第三章 新興感染症発生時の対応	第1 基本的な考え方	1 新興感染症の定義	
		2 健康危機管理体制の強化		第2 市の対応	1 情報の収集・提供	
		3 関係行政機関との連携体制の強化		第3 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上	2 積極的疫学調査の実施	
		4 人権の尊重		第4 感染症に係る医療を提供する体制の確保	1 都や医師会、医療機関等との連携による検査体制構築★	
		5 感染症に関する知識の普及啓発と情報提供		第5 自宅療養者等の療養環境の整備	1 入院医療	
	第2 関係機関の役割及び市民や医師等の責務	1 市の役割		2 臨時の医療施設・宿泊療養施設等の設置	第6 医療機関や高齢者施設・障がい者施設等への感染症対策支援	2 外来医療(発熱外来)
		2 市民の責務		3 外来医療(発熱外来)	第7 臨時の予防接種	4 自宅療養者等への医療の提供
		3 医師等の責務		4 自宅療養者等への医療の提供	第8 保健所の業務執行体制の確保	5 感染症患者移送のための体制の確保
		4 獣医師等の責務		5 感染症患者移送のための体制の確保	第1 特に総合的に予防施策を推進すべき感染症対策	1 自宅療養者等の健康観察
		5 医療関係団体の役割		1 自宅療養者等の健康観察		2 自宅療養者等の療養環境の整備・生活支援
第二章 感染症の発生予防及びまん延防止のための施策	第1 感染症の発生予防のための施策	1 情報の収集・分析及び普及啓発	第四章 その他感染症の予防の推進に関する施策	第2 その他の施策	2 自宅療養者等の療養環境の整備・生活支援	
		2 検疫所等との連携体制			1 医療機関に対する感染症対策支援	
		3 予防接種施策の推進		2 高齢者施設・障がい者施設等に対する感染症対策支援		
	第2 感染症発生時のまん延防止のための施策	1 積極的疫学調査及びリスクコミュニケーション		第1 結核対策	第2 災害時の対応	
		2 防疫措置				2 HIV/エイズ、性感感染症対策
	第3 医療提供体制の整備	1 医療提供体制の整備		3 一類感染症等対策		第2 外国人への対応
		2 感染症患者の移送のための体制確保		4 蚊媒介感染症対策		
	第4 関係部門及び地域の関係機関との連携協力の推進	1 動物衛生部門との連携体制		5 麻しん・風しん対策		
		2 食品衛生部門との連携体制	第1 災害時の対応			
		3 環境衛生部門との連携体制				
		4 その他の部門との連携				
		5 地域の関係機関との連携協力				
	第5 調査研究の推進	1 調査研究の推進	※ ★付項目は、数値目標設定がある項目です。			
		2 原因不明疾患等の調査				
	第6 保健所体制の強化	1 人員体制の確保				
		2 デジタル技術の活用促進				
		3 人材育成★				
		4 実践型訓練の実施				

「(仮称)町田市感染症予防計画」(素案)に盛り込む内容<概要>①

大項目	中項目	小項目	記載の概要
第一章 基本的な考え方	第1 基本方針	1 総合的な感染症対策の実施	感染拡大防止のため、市民への普及啓発、予防対策の徹底、サーベイランス体制の強化、防疫体制の強化など、感染症の発生や拡大に備えた事前対応型の取組を行う。
		2 健康危機管理体制の強化	原因不明の感染症や緊急対応が必要な感染症発生時に備え、平時から緊密な連絡体制や健康危機管理ガイドライン等による初動態勢の確保など感染症健康危機管理体制を強化する。
		3 関係行政機関との連携体制の強化	感染症危機管理の観点から、食品、環境、動物衛生部門等と引き続き緊密に連携するとともに関係機関との連携を強化する。
		4 人権の尊重	感染症法に基づく防疫措置において、患者等への人権の配慮、関係者に対する十分かつ事前の説明を行う。
		5 感染症に関する知識の普及啓発と情報提供	市民に対して、国や都、専門団体等の関係機関と連携しながら、感染症についての正しい知識の普及に努め、一人ひとりが感染症の予防と流行への備えを行う。
	第2 関係機関の役割及び市民や医師等の責務	1 市の役割	予防計画に基づいた主体的な対応や都との相互連携、また、地域における感染症情報の収集や関係機関の支援等を行う。
		2 市民の責務	市民の役割として、感染拡大の防止への協力や感染症患者等に対する偏見や不当な差別をしないよう正しい理解のもとに行動する。
		3 医師等の責務	医師等の役割として、患者への良質な医療提供や適切な説明および感染症法に基づく届出を行う等を行う。
		4 獣医師等の責務	獣医師の役割として、動物への良質な獣医療提供、飼い主への適切な動物管理方法等の説明、感染症法に基づく届出等を行う。
		5 医療関係団体の役割	医療関係団体の役割として、病原体の情報収集や感染症発生時の適切な対応のため、市をはじめとする関係機関との連携体制を構築する。

「(仮称)町田市感染症予防計画」(素案)に盛り込む内容<概要>②-1

大項目	中項目	小項目	記載の概要
第二章 感染症の発生予防及びまん延防止のための施策	第1 感染症の発生予防のための施策	1 情報の収集・分析及び普及啓発	市の役割として、感染症の発生状況の収集や分析、市民や医療機関に対する情報提供、流行状況に応じた注意報・警報の発出や感染拡大防止の呼びかけを行う。
		2 検疫所等との連携体制	市の役割として、海外からの感染症の侵入を防ぐため、検疫所及び管内に所在する港湾・空港関係機関との連絡体制を平時から確認する。
		3 予防接種施策の推進	予防接種体制の確保及び接種率の向上に向けて、関係機関との連携、市民に対して適切な情報提供及び普及啓発を行う。
	第2 感染症発生時のまん延防止のための施策	1 積極的疫学調査及びリスクコミュニケーション	保健所の役割として、感染症の発生状況や原因等を明らかにするため、患者等に積極的疫学調査を実施し、それにより得た情報を感染症対策に活用する。
		2 防疫措置	感染症法に基づく防疫措置(入院勧告その他の権利の制限)を行うにあたっては適正手続の遵守および人権への十分な配慮、患者等への十分な説明を行う。
	第3 医療提供体制の整備	1 医療提供体制の整備	市の役割として、平時から関係機関等と協力し、情報提供を行うとともに、法に基づく勧告・措置入院患者を感染症指定医療機関に移送し、医療を提供する体制を確保する。
		2 感染症患者の移送のための体制確保	市の役割として、法に基づく入院勧告等の対象となる感染症患者の移送を都と連携して適切に実施し、平時から関係機関との連絡体制の構築や訓練を実施する。

「(仮称)町田市感染症予防計画」(素案)に盛り込む内容<概要>②-2

大項目	中項目	小項目	記載の概要
第二章 感染症の発生予防及びまん延防止のための施策	第4 関係部門及び地域の関係機関との連携協力の推進	1 動物衛生部門との連携体制	動物由来感染症発生時における保健予防課感染症対策係・生活衛生課愛護動物係・獣医師会・都動物愛護相談センター等の連携体制について。
		2 食品衛生部門との連携体制	感染症、食中毒の双方が疑われる事例発生時における生活衛生課食品衛生係と保健予防課感染症対策係の連携体制について。
		3 環境衛生部門との連携体制	環境水(公衆浴場、旅館業及びプール等における浴槽水等)及びねずみ族・昆虫等を介する感染症発生予防に対する生活衛生課環境衛生係と保健予防課感染症対策係の連携体制について。
		4 その他の部門との連携	庁内の他部署と連絡体制を整備し、緊密な連携協力体制を確保し、新興感染症発生時に備え、平時から十分な協議と円滑に連携し対応するための体制構築を行う。
		5 地域の関係機関との連携協力	関係機関との連絡調整体制の確保、平時からの感染症に関する情報共有等の関係者連絡会を開催し、相互理解を図る。
	第5 調査研究の推進	1 調査研究の推進	感染症対策に必要な疫学調査や研究を健康安全研究センターと連携して進め、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点としての役割を果たす。
		2 原因不明疾患等の調査	健康安全研究センターと連携して、原因不明疾患の発生時に積極的疫学調査や防疫対策を効果的に進めるための感染症流行予測調査等の調査事業を実施する。
	第6 保健所体制の強化	1 人員体制の確保	感染状況に応じた応援職員の配置、会計年度任用職員や人材派遣職員等の外部人材の活用などによる人員体制を確保、統括保健師の配置・機能強化。
		2 デジタル技術の活用促進	新型コロナ対応でデジタル化をしたもの、またそれを踏まえた今後の感染症対応のDXについて。
		3 人材育成★	感染症危機管理において中心的な役割を果たし公衆衛生を担当する保健所等の職員を中心に、平時から各種訓練の実施や研修への派遣、関係機関等との会議等を実施する。
		4 実践型訓練の実施	関係機関と連携した訓練の実施に加えて、病院への患者搬送訓練や防護服着脱訓練など感染症発生に備えた訓練の実施。

「(仮称)町田市感染症予防計画」(素案)に盛り込む内容<概要>③-1

大項目	中項目	小項目	記載の概要
第三章 新興感染症発生時の対応	第1 基本的な考え方	1 新興感染症の定義	感染症法で規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症を指す。計画の策定は新型コロナへの対応を念頭に置く。
	第2 市の対応	1 情報の収集・提供	国や都を通じて得た情報を市民と医療機関へ提供すること、医療機関からの届出を都に報告する。
		2 積極的疫学調査の実施	国の通知や都の考え方を踏まえ、都や専門機関と連携しながら感染症の調査を行う。
	第3 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上	1 都や医師会、医療機関等との連携による検査体制構築★	感染の恐れがある患者の医療機関への受診案内、地域外来・検査センターの開設について検討する。
	第4 感染症に係る医療を提供する体制の確保	1 入院医療	新興感染症発生時は国や都のシステム等を活用するとともに、市内医療機関と連携し、入院調整を行う。
		2 臨時の医療施設・宿泊療養施設等の設置	新興感染症の国内発生時、感染症の特性や医療提供体制の状況等に応じて、臨時の医療施設・宿泊療養施設等の設置を検討する。
		3 外来医療(発熱外来)	新興感染症の国内発生時、医師会や市内医療機関等の関係機関と協力して外来医療体制の確保に努める。
		4 自宅療養者等への医療の提供	自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関(病院、診療所、薬局、訪問看護事業所)や地域医師会等の関係者と連携・協力し、自宅療養者等への医療支援の体制整備を行う。
		5 感染症患者移送のための体制の確保	民間救急による移送、患者が急増した時の移送について。

「(仮称)町田市感染症予防計画」(素案)に盛り込む内容<概要>③-2

大項目	中項目	小項目	記載の概要
第三章 新興感染症発生時の対応	第5 自宅療養者等の療養環境の整備	1 自宅療養者等の健康観察	第二種協定指定医療機関その他医療機関、地域の医師会又は民間事業者との連携、ICTの活用等により、適切に健康観察を行うことができる体制を構築する。
		2 自宅療養者等の療養環境の整備・生活支援	民間事業者への委託を活用しつつ、効率的、効果的に生活支援等を行う体制を確保する。
	第6 医療機関や高齢者施設・障がい者施設等への感染症対策支援	1 医療機関に対する感染症対策支援	最新の医学的知見等を踏まえた院内感染に関する情報を適切に提供する。また、新興感染症等の発生に備え平時より、市と市内医療機関間における情報共有に努める。
		2 高齢者施設・障がい者施設等に対する感染症対策支援	感染症が発生、又はまん延しないよう、これらの施設の開設者又は管理者に対し、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報を適切に提供する。
	第7 臨時の予防接種	臨時の予防接種	予防接種法に基づく臨時接種時における市・国・都及び町田市医師会等の関係機関等と連携体制、接種体制の構築。
	第8 保健所の業務執行体制の確保	1 有事における対応体制の整備	新興感染症の発生時等の有事においては、地域の感染症対策の中核的機関である保健所がその機能を的確に果たせるよう、速やかに発生状況に応じた業務執行体制に切り替える。
		2 人員体制の確保等★	所内体制の構築(庁内応援・会計年度任用職員・人材派遣職員等)、職員の適切な業務管理や心理的な負担の軽減のためのメンタルヘルス対策を実施。

「(仮称)町田市感染症予防計画」(素案)に盛り込む内容<概要>④

大項目	中項目	小項目	記載の概要
第四章 その他感染症の予防の推進に関する施策	第1 特に総合的に予防施策を推進すべき感染症対策	1 結核対策	感染拡大のリスクが高い集団への健康診断や普及啓発、外国出生患者への多言語対応、DOTS(直接服薬確認法)等の結核対策をより一層推進する。
		2 HIV／エイズ、性感染症対策	主に若い世代を中心とした普及啓発や利便性に配慮した検査相談体制の確保など、感染の拡大防止を目的とした、総合的なHIV／エイズ対策を推進。
		3 一類感染症等対策	一類感染症の発生に備え、平時から、都や医師会、市内の医療機関等との連携体制を構築し、発生時に備えた訓練等の実施に努める。
		4 蚊媒介感染症対策	蚊媒介感染症の発生に備え、媒介蚊対策、患者の早期把握、医療提供体制の確保、感染症例発生時における感染地の推定や蚊の駆除等を的確に実施する体制を確保する。
		5 麻しん・風しん対策	麻しんの排除状態の維持、先天性風しん症候群発生防止及び風しん排除を目標とし、平時からの予防接種率の向上を図るとともに、発生時はまん延防止のため、迅速な対策を行う。
	第2 その他の施策	1 災害時の対応	災害発生時において、町田市地域防災計画等に基づき迅速かつ的確に所要の措置を講じる。
		2 外国人への対応	多言語リーフレットを掲載・設置する他、多言語の自動翻訳機能等のICTの活用、都の多言語通訳の活用により、外国人患者の不安軽減を図りながら、感染症のまん延防止に努める。
		3 薬剤耐性(AMR)対策	薬剤耐性の対策及び抗菌薬の適正使用が行われるよう、平時から医師会や医療機関等の関係機関間で抗菌薬使用状況等の情報共有を行い、医療機関との連携構築及び推進を図る。

***** 意見の提出について *****

募集期間

・2024年2月15日(木)から2024年3月14日(木)17時まで
※窓口提出、郵送・FAX・メールともに上記時間が締め切りです。

ご意見の提出方法

・郵送、FAX、メール、または担当課ほか資料を配布している窓口へ直接提出してください。

・郵送の場合には、配布資料に添付している専用封筒(料金受取人払郵便)をご利用いただけます。
※添付の「ご意見記入用紙」をご利用ください。
※窓口や電話での口頭によるご意見は受付できません。

資料の閲覧・配布

・町田市ホームページに掲載するほか、次の窓口で閲覧および資料の配布を行います。

市政情報課・広聴課(市庁舎1階)、保健総務課(市庁舎7階)、各市民センター、各連絡所、各市立図書館、町田市民文学館、健康福祉会館、保健所中町庁舎、男女平等推進センター(町田市民フォーラム3階)、生涯学習センター
※それぞれの窓口で開庁(館)日・時間が異なります。

問い合わせ先

町田市保健所 保健総務課
〒194-8520 町田市森野2-2-22
電話:042-724-4241 FAX:050-3101-8202
メール:mcity6680@city.machida.tokyo.jp